

## 定款施行細則

### 第1章 評議員

- 第1条 評議員は、評議員選出委員会（以下、選出委員会）が審査して選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 第2条 選出される評議員の総数は、選出審査時における正会員数の概ね10%とする。
- 第3条 評議員になるための審査を受けようとする者（以下、評議員候補者）は、審査申請書類交付請求時において、本細則第4条の条件をすべて具備していなければならない。
- 第4条 評議員候補者が具備すべき資格条件は、次のとおりとする。
1. 連続して3年以上当法人の正会員であり、かつ会費を完納していること。
  2. 評議員1名の推薦があること。但し、再任の場合は不要とする。
  3. 救急医療に関して十分な業績、実績（論文、学会発表、役職等）を有していること。
  4. 全国消防長会推薦の評議員（10名）については、前3項を問わない。
- 第5条 1施設において、所属部署及び職種が同じ評議員は原則として2名迄とする。ただし任期中に、異動によりこれが3名以上となった場合は、この限りではない。
- 第6条 代表理事は、評議員の選出が行われる年の8月末以前に当法人ホームページに、次の各項目を含む公告を掲載する。
1. 選出すべき評議員の総数
  2. 審査申請書類の交付請求締切期日
  3. 審査申請書類の受理締切日
  4. その他、立候補に必要な条件
- 第7条 評議員候補者は、受理締切日までに審査申請書類を郵送（書留）にて選出委員会に提出しなければならない。

### 第2章 評議員選出委員会

- 第8条 選出委員会は、評議員候補者から申請された審査申請書類を審議し、その結果を代表理事に報告する。
- 第9条 選出委員会は、以下により構成する。
1. 選出委員会の委員は8名とする。
  2. その内訳は、選出委員長1名、選出副委員長1名、選出委員6名とする。
- 第10条 選出委員会の構成者は、定例の評議員選出が行われる前年度の理事会において、以下の規定により決定する。
1. 選出委員長は、理事の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
  2. 選出副委員長は、選出委員長が指名する。
  3. 選出委員は、選出委員長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 第11条 選出委員の任期はいずれも2年とし、再任を妨げないが、連続して3期を越えることはできない。
- 2 選出委員は、定例選出年ごとに半数更新を原則とする。

- 第12条 選出委員に欠員が生じた場合は、以下の規定により補充するものとする。
1. 選出委員長に欠員が生じた場合は、理事の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
  2. 選出委員に欠員が生じた場合は、選出委員長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

### 第3章 評議員選出の手順

- 第13条 選出委員会は、次の各号にしたがって開催する。
1. 選出委員会は、選出委員長が招集する。
  2. 選出委員会は、選出委員長及び委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い議決することができない。
  3. 文書による意思の表示は、出席と認めない。
  4. 選出委員会の議長は、選出委員長が務める。
  5. 選出委員会における議事は、委員長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
  6. 選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名が署名してこれを主たる事務所に保管する。
  7. 選出委員会の議事及び議事録は、原則として公開しない。

第14条 選出委員会の審査の結果は、選出委員長が代表理事に報告する。

第15条 代表理事は、理事会の議を経て、評議員候補者に審査の結果を文書にて通知する。

第16条 評議員再任候補者も、評議員候補者に関する手続にしたがうものとする。

第17条 評議員の選出に関して疑義を生じたときは、理事会で審議し決定する。

### 第4章 役員

- 第18条 当法人の理事及び監事の資格は、次のとおりとする。
1. 当法人の評議員であり、かつ会費を完納していること
  2. 役員任期満了に伴う改選の年の4月1日現在で、原則満65歳未満であること
- 第19条 理事は、選挙によって選出される理事（以下、選挙理事という）と各関係団体から推薦を受け選挙によらないで選考される理事（以下、非選挙理事という）とに区分する。
- 2 選挙理事は9名以内、非選挙理事は5名以内とする。
  - 3 本細則第20条乃至第24条の規定により選出された選挙理事及び第25条乃至第27条の規定により選考された非選挙理事は、社員総会に推薦され、その承認を受けて当法人の理事として選任される。
  - 4 第28条乃至第31条の規定により選出された監事は、社員総会に推薦され、その承認を受けて当法人の監事として選任される。

## 第5章 選挙理事の選出

- 第20条 選挙理事の選出管理は、その時点における理事会がこれにあたる。
- 2 監事は、選挙理事の選出管理に参加し、意見を述べることができる。
- 第21条 代表理事は、選挙が行われる前年の12月末までに発行される当法人ホームページに、以下の各号を含む公告を掲載する。
1. 選挙理事立候補に必要な書類の種類
  2. 立候補書類の受理締切日
  3. 立候補書類の送付の仕方
  4. その他、その都度必要とされる手続の方法
- 第22条 選挙理事候補者になろうとする者は、前条に示された方法をもって届出をしなければならない。
- 第23条 選挙理事は、選挙が行われる社員総会に出席した評議員の投票によって選出する。尚、投票は5名の連記制とする。
- 2 前項の投票については、委任状による投票は認めない。
  - 3 選挙理事立候補者数が選挙理事の定数を超えないときは、投票は行わずに当該候補者を選挙理事とする。
- 第24条 理事選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

## 第6章 非選挙理事の選考

- 第25条 各関係団体によって推薦された非選挙理事候補者について、非選挙理事選考委員会は合議し、非選挙理事を決定する。
- 第26条 非選挙理事選考委員会は、次に定める構成とする。
1. 委員には、選挙理事がなる。
  2. 委員長は、選挙理事の互選によって選出する。
- 第27条 監事は、非選挙理事選考委員会に出席し、意見を述べることができる。

## 第7章 監事の選出

- 第28条 監事選出の公告は、本細則第21条に準じて代表理事が行う。
- 第29条 監事候補者になろうとする者は、本細則第21条に示された方法をもって届出をしなければならない。
- 第30条 監事は、社員総会に出席した評議員の投票によって選出する。尚、投票は、2名の連記制とする。
- 2 前項の投票については、委任状による投票は認めない。
  - 3 監事立候補者数が定数を超えないときは、投票は行わずに当該候補者を監事とする。
- 第31条 監事選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

## 第8章 救急隊員の組織会員制

- 第32条 当法人は、個人会員で構成されることを原則とするが、救急隊員の当法人への参加が円滑、円満に行われるために、当分の間、次の各号により組織会員制を導入する。尚、この組織会員制は、救急隊員が個人的に会員になることを妨げるものではない。
1. 組織会員制は、各消防機関単位で行われる。
  2. 登録された消防機関は、その登録口数に応じて発表、司会（座長）ができる。ただし学会参加費は別途支払う。
  3. 発表者、司会者（座長）は、学術集会当日までに申請する。
  4. 組織会員による発表者、司会者（座長）は、評議員、役員としての資格を有しない。
  5. 消防機関の者で評議員になろうとする者は、正会員として登録しなければならない。
  6. 組織会員となった消防本部は、その登録口数に応じ、学会雑誌を得ることができる。
- 第33条 学術集会において、次の場合は非会員でもよい。
1. 学術集会で発表する演者が、正会員若しくは組織会員となっている救急隊員である場合の共同演者となる救急隊員

## 第9章 会 計

- 第34条 当法人の資産は、次のとおりとし、当会の事業を遂行するために必要な経費は、この資産をもって支弁する。
1. 会費
  2. 事業にともなう収入
  3. 資産から生ずる果実
  4. 寄附金品
  5. その他の収入
- 第35条 当法人の収支決算、次年度の事業計画及びこれにともなう収支予算は、代表理事が理事会及び社員総会において承認を求めなければならない。ただし、予算の議定に至るまでの間は、前年度の予算を踏襲する。
- 第36条 当法人の収支決算、次年度の事業計画及びこれにともなう収支予算は、理事会及び社員総会の承認を経て、代表理事が会員総会に報告しなければならない。
- 第37条 既納の金品は、返還しない。
- 第38条 当法人会員の年会費は次のとおりとする。
1. 正会員 金 10,000円
  2. 賛助会員 金 50,000円
  3. 組織会員 1口 金 10,000円
  4. 名誉会員及び功労会員は会費の納入を必要としない

## 第10章 施行細則の改正

- 第39条 本施行細則の改正は、理事会及び社員総会の議決を経た上、会員総会に報告する。

## 第11章 附 則

第40条 本細則の規定にかかわらず、当法人の最初の評議員は、当法人成立前に日本臨床救急医学会の評議員であった者とする。

以上

- ・この細則は、平成21年6月10日から施行する。
- ・この改正は、平成23年6月2日から施行する。
- ・この改正は、平成27年6月4日から施行する。
- ・この改正は、平成29年5月26日から施行する。
- ・この改正は、令和2年10月13日から施行する。